一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設　置　者　名	群桐エコロ株式会社
施　設　名　称	群馬ハイブリッドクリーンセンター
設　置　場　所	群馬県太田市新田大町６００番２６
問　合　せ　先	0276-55-0500　担当：山口　博

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（一般廃棄物処理施設の維持管理等）
　法第八条の三第二項　第八条第一項の許可（同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

１　廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項	事業場に備え付け

２　廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）
　環境省令第四条の五の二　法第八条の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第一号	焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。）	以下のとおり

イ　処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

（状況：２０２６年度分　公表の期限：翌月の末日）

一般廃棄物の　種　類	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
可燃ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00						
不燃ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00						
焼却灰	280.51	248.95	218.97	196.97	285.88	279.48						

（単位：ｔ）

ロ　測定に関する事項（環境省令第四条の五第一項第二号ト、リ、ヲ、ツ、ラ（ウにおいてその例によるものとされた場合を含む。）、ノ、ク(2)、ヤ(1)、マ(4)及びケ(5)の規定による測定に関する事項）

（状況：２０２６年度分　公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

項　　目	測定を行った位置	測定の結果の得られた年月日	測定の結果 (DCS月報瞬時値平均)
燃焼室中の燃焼ガスの温度	２次燃焼室入口～出口	連続測定	℃
		４月	1,186～869
		５月	1,179～868
		６月	1,176～868
		７月	1,180～872
		８月	1,168～868
		９月	1,159～869
		１０月	
		１１月	
		１２月	
		１月	
		２月	
		３月	

集じん器に流入する燃焼ガスの温度（集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）	集塵器入口	連続測定	℃
		４月	180
		５月	180
		６月	180
		７月	180
		８月	180
		９月	180
		１０月	
		１１月	
		１２月	
		１月	
		２月	
		３月	
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度	煙突入口	連続測定	ppm
		４月	7
		５月	12
		６月	15
		７月	5
		８月	14
		９月	21
		１０月	
		１１月	
		１２月	
		１月	
		２月	
		３月	
ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度	－	－	－

固形燃料を使用する施設にあっては上記に加え、次の項目

※該当なし　　（状況：　　年度分　公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

項　　目		測定を行った位置	測定の結果の得られた年月日	測定の結果
固形燃料を保管設備に搬入・搬出しようとする場合	固形燃料に含まれる水分（十重量パーセント以下）			
	固形燃料の温度（外気温度を大きく上回らない程度）			
	固形燃料の外観を目視により検査（著しく粉化していないこと）			
保管設備に搬入した固形燃料の性状	水分			
	温度			
	その他の項目			
固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合	容器中の固形燃料の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに固形燃料の温度			
固形燃料をピットその他の外気に開放された保管設備に容器を用いないで保管する場合	要件を備えた保管設備内の温度			
固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合	保管設備内の温度			
	保管設備内の一酸化炭素の濃度			
	（要件を備えた保管設備が設けられている場合）その他保管設備を適切に管理するために必要な項目			

ハ　冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

（状況：２０２６年度分　公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日）

項　　目	除去を行った年月日
冷却設備にたい積したばいじん	6/29
排ガス処理設備にたい積したばいじん	稼働中連続除去

ニ　煙突から排出される排ガス中の測定に関する事項（環境省令第四条の五第一項第二号カの規定による測定に関する事項）

（状況：２０２６年度分　公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

項　　目			測定に係る排ガスを採取した位置	測定に係る排ガスを採取した年月日	測定の結果の得られた年月日	測定の結果
ダイオキシン類の濃度		（年１回以上）	煙突入口	2026.07.29	2026.09.03	0.0022ng-TEQ/Nm3
ばい煙量又はばい煙濃度	硫黄酸化物	（１回目）		2026.05.19	2026.07.03	0.06 未満（K 値）
		（２回目）		2026.07.29	2026.09.18	0.06 未満（K 値）
		（３回目）				（K 値）
		（４回目）				（K 値）
		（５回目）				（K 値）
		（６回目）				（K 値）
	ばいじん	（１回目）		2026.05.19	2026.07.03	0.001g/m3 未満
		（２回目）		2026.07.29	2026.09.18	0.001g/m3 未満
		（３回目）				g/m3
		（４回目）				g/m3
		（５回目）				g/m3
		（６回目）				g/m3
	塩化水素	（１回目）		2026.05.19	2026.07.03	20mg/m3
		（２回目）		2026.07.29	2026.09.18	28mg/m3
		（３回目）				mg/m3
		（４回目）				mg/m3
		（５回目）				mg/m3
		（６回目）				mg/m3
	窒素酸化物	（１回目）		2026.05.19	2026.07.03	22ppm
		（２回目）		2026.07.29	2026.09.18	40ppm
		（３回目）				ppm
		（４回目）				ppm
		（５回目）				ppm
		（６回目）				ppm

ホ　前条第一項第二号マ(1)及びケ(2)の規定による保管設備内の清掃を行った年月日

※該当なし　　（状況：　　年度分　公表の期限：除去、清掃又は点検を行った日の属する月の翌月の末日）

項　　目	清掃を行った年月日
固形燃料をピットその他の外気に開放された保管設備に容器を用いないで保管する場合であって、要件を備えた保管設備が設けられている場合	
固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であって、要件を備えた保管設備が設けられている場合	